

鳥取県公安委員会告示第2号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の上欄の規定により、鳥取県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年12月1日から施行する。

平成19年5月29日

鳥取県公安委員会委員長 足立 統一郎

路 線	区 間
1 国道9号	鳥取県の全域
2 国道53号	鳥取県の全域
3 国道181号	鳥取県の全域